

様式 1

「県営かんがい排水事業 鈴峰地区」に係る  
環境配慮検討書

平成 10 年 7 月  
三重県農林水産商工部

1 事業計画の名称・目的及び内容

(1)名称	県営かんがい排水事業 鈴峰地区		
(2)目的	当地域は、県内有数の花卉生産地域であるが、現況排水路断面が狭小であるため、排水路を越流し農作物に被害を与えている状況である。そのため、今回、排水路を改修し被害を未然に防ぐものである。		
(3)事業主体	農林水産商工部 農業基盤整備課		
(4)計画内容	計画地の位置・面積等	鈴鹿市長沢町～伊船町地内 受益面積 137ha	
	建物・施設等の概要(用途・規模・面積・配置)等	排水路 L = 3,200m 組立柵渠 900 × 3,000 ~ 600 × 1,200 親水水路	
	土地利用計画	現状の土地利用に変更なし	
	用水の使用計画	-	
	エネルギーの使用計画	-	
	雨水の排水計画	-	
	汚水の排水計画	-	
	工期	着工の予定時期	平成 11 年 9 月頃
		完工及び供用開始の予定時期	着工より 6 ヶ年で完成予定
(5)関連事業計画	なし		
(6)その他			

## 2 事業計画地及びその周辺の概況

### (1) 環境の現況

気象	<p>計画地最寄りの四日市観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a.気温：年平均 14.6 （最高 36.8 、最低 - 4.1 ）</p> <p>b.降水量：年平均 1,870mm</p> <p>c.最多風向：秋～初春、北北西、春～初秋 南東</p> <p>d.風速：年平均 3.3m/s（最大は 33.5m/s）</p>
水象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a.河川分布：1級河川鈴鹿川水系安楽川支川御幣川</p> <p>b.河川流量：</p> <p>c.河川水位：</p>
大気質等	<p>a.大気質：事業による大気質等への影響なし。現状の騒音等の現状は下記のとおり。</p> <p>b.騒音：朝 58 ホン、昼 65 ホン、夕 59 ホン（鈴鹿市高塚町）</p> <p>c.振動：昼間 40db、夜 27db（鈴鹿市高塚町）</p>
自然環境	<p>a.地形・地質</p> <p>(a)地形：隆起扇状地（水沢扇状地）の西端に位置する主として畑</p> <p>(b)特筆すべき地形：なし</p> <p>(c)地質：第4紀高位段丘堆積層であり、土壌は砂質土壌</p> <p>b.植物</p> <p>(a)植生の概要：地域一帯は畑、水田である。</p> <p>(b)貴重な植物個体：なし</p> <p>(c)貴重な植物群落：なし</p> <p>c.動物</p> <p>(a)動物相の概要：下流の竜カ池には魚類が生息</p> <p>(b)貴重な動物：なし</p> <p>d.自然景観</p> <p>(a)自然景観の概要：受益地は畑地帯である。</p> <p>(b)貴重な自然景観：なし</p> <p>e.史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>(a)史跡・名勝・天然記念物：なし</p> <p>(b)埋蔵文化財包蔵地：なし</p> <p>f.野外レクリエーション地：なし</p>

### (2) 社会的条件の現況

交通の現況	<p>a.計画地周辺の主要道路網 県道神戸長沢線、県道鈴鹿公園線、国道 306 号線</p> <p>b.主要道路の交通状況 県道神戸長沢線：10,222 台/日（高塚バス停付近） 県道鈴鹿公園線：1,664 台/日（小社町付近） 国道 306 号線：2,977 台/日（四日市市水沢美里町付近）</p>
土地利用の現況	<p>事業予定地付近の土地利用現況は、水田地帯である。</p>
水域利用の現況	<p>今回、改修を予定している水路は、現在三面コンクリートライニングされ排水路として利用されている。</p>
生活関連施設の現況	<p>a.学校・医療施設等の立地状況：深井沢小学校、鈴西中学校が計画路線下流に位置している。</p> <p>b.上下水道の整備状況：上水道は現在は簡易水道である。平成 11 年 4 月に統合を予定。下水道は平成 12 年度より、集落排水事業に着手予定。</p> <p>c.廃棄物処理施設の整備状況：市として不燃物リサイクルセンター（国分町）、民間として石薬師町にあり。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

自然環境 保全地域 等の指定 状況	計画地及びその周辺の指定状況 a.自然環境保全地域(地区): 指定された地区はない。 b.自然公園地域(区域): 指定された地域はない。 c.鳥獣保護区: 指定された地域はない。
土地利 用の規 制状 況	計画地及びその周辺の土地利用規制状況 a.都市計画法: 指定されている地域はない。 b.農業地域振興法: 農業振興地域、農用地区域に指定されている。

3 事業計画地の選定事由

本事業は、排水不良の原因となっている現況排水路の断面不足を解消するための事業であるため路線を変更することは適当でなく現況排水路位置で施行することとした。
--

4 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
<p>主な環境配慮の視点</p> <p>エネルギーの有効利用に努めること</p> <p>a.省エネルギー化 b.自然エネルギーの利用 c.未利用エネルギーの利用</p>	該当なし
<p>資源の有効利用に努めること</p> <p>a.環境への負荷の少ない資材等の使用 b.再生資材の使用 c.間伐材の活用</p>	使用する砕石については自然石を使用する。
<p>適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p>a.透水性舗装の実施 b.中水道・雨水利用施設の設置</p>	該当なし
<p>廃棄物の適正処理に努めること</p> <p>a.廃棄物の発生抑制・減量化 b.廃棄物のリサイクル c.廃棄物の処理</p>	発生するコンクリート残材については、産業廃棄物処理施設へ運搬する。
<p>周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p>a.大気汚染の防止 b.騒音・振動の防止 c.悪臭の防止 d.水質汚濁の防止 e.土壌汚染の防止 f.地盤沈下の防止 g.地球温暖化の防止 h.オゾン層の保護</p>	<p>工事対策</p> <p>工事施工にあたっては、濁水を流出させないように留意して行う。</p>

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容または方針
<p>主な環境配慮の視点</p> <p>貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a.野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b.野生生物の移動性の確保や落下死の防止、光による野生生物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c.野生植物の移植・代替生育地の確保や伐採地等の林縁の復元など</p> <p>d.森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜などの野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e.ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備</p>	<p>貴重な野生生物は生息していないが計画路線の末端から竜ヶ池の間については湿地箇所があり、生物の生息環境として適しているため、現状のまま保存することとした。</p> <p>また、計画路線の下流部分（L = 150m）については、自然石等による自然に配慮した工法を採用し、生物の生息環境の保全に努める。</p>
<p>地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a.自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b.山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c.平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d.市街地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e.沿岸地域にあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的措置</p>	<p>掘削で生じる残土については、出来る限り他公共機関等で利用するように努める。</p>

(3) やすらぎとるおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容または方針
<p>主な環境配慮の視点</p>	
<p>現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<p>該当なし</p>
<p>緑化に努めること</p> <p>a.現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b.現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c.周辺との連続性に配慮した緑地の配置</p>	<p>該当なし</p>
<p>地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <p>a.良好な自然景観の保全・復元 b.良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c.郷土景観との調和</p>	<p>該当なし</p>
<p>親水空間等の整備・創出に努めること</p> <p>a.自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b.ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c.海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</p>	<p>計画路線内の末端土水路区間(L = 150m)については、現況水路用地もあり、近隣には小中学校が位置していることもあり、下流に接続する湿地地域との調和を図りながら、自然石等による親水空間の創設に努める。</p>
<p>歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <p>a.埋蔵文化財の保全 b.歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p>	<p>該当なし</p>
<p>電波障害・日照障害・風害の防止に努めること</p>	<p>該当なし</p>

(4) (1)から(3)の環境配慮内容のまとめ

(まとめ)

事業計画に対して、次の配慮を行う。

今回、改修を計画をしている路線のうち、下流の竜ヶ池につながる湿地部分は希少な動植物は生息していないが、自然な状況が保たれていることから、現状のまま利用し生息する動植物の保護に努める。

計画区間 3,200m のうち、下流の湿地部に接続する 150m 区間については、現況の水路用地に余裕があり、近隣の小中学校に位置していることもあり自然に配慮した親水空間の創設に努める。

工事実施においては工事区間ごとに水替を行い、濁水を出さないよう留意する。

工事実施においては、希少な動植物が発見されたときは、移動させ保護するように努める。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減させるものである。